

所属長以外の職員の事務引継要綱

平成4年12月25日

山口警務第1537号

(概 要)

本要綱は、所属長以外の職員が転勤（分掌異動を含む。）、休職又は退職した場合の事務引継ぎについて必要な事項を定めたものである。

本要綱の主な内容は、

事務引継ぎの要領

事務引継ぎに当たっての留意事項

事務引継書等の保管

等である。